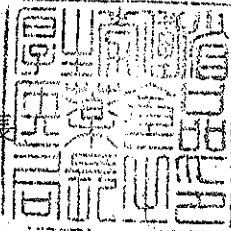




薬食発0825第1号  
平成22年8月25日

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長



薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第14項に規定する指定薬物の指定等については、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）にて定めているところである。

今般、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第96号）が別添の通り平成22年8月25日に公布されたので、貴職におかれでは、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

## 記

### 1. 指定薬物の指定

#### （1）新たに指定された物質

次に掲げる5物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第14項に規定する指定薬物として指定したこと。



- 1 - (2, 5-ジメトキシ-4-ニトロフェニル) プロパン-2-アミン及びその塩類
- 2 - (2, 4, 5-トリクロロ-3, 6-ジメトキシフェニル) エタンアミン及びその塩類
- (1-ブチル-1H-インドール-3-イル) (ナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類
- 1 - (2-フルオロフェニル) -N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類
- 2 - (2-メトキシフェニル) -1 - (1-ペンチル-1H-インドール-3-イル) エタノン及びその塩類

(2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質のいずれかを含有する物（ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。）は指定薬物であり、規制の対象となること。

2. 医療等の用途の規定

上記1. に示した物質について、法第76条の4に規定する医療等の用途は次に掲げる用途であること。

(1) 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体及びその機関
- ③ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関
- ④ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(2) 法第69条第3項に規定する試験の用途

(3) 法第76条の6第1項に規定する検査の用途

(4) 犯罪鑑識の用途

(5) (1) から (4) までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

3. 施行期日

公布の日（平成22年8月25日）から起算して30日を経過した日  
(平成22年9月24日) から施行すること。



編集・印刷  
独立行政法人國立印刷局

- 衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について異動の届出があつた件（同三〇六）
  - 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件
  - 戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務四三〇）
  - 日本国に帰化を許可する件
  - 名勝を管理すべき地方公共団体を指定する件（文化庁三九）
  - 史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件（同四〇～四二）
  - 著作権法第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件（同四三）
  - 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録を更新した件（農林水産一三七三）
  - 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件（同一三七四）
  - 種苗法第十三条第一項の規定に基づく品種登録出願を公表する件（同一三七五）
  - 出願公表後に名称変更がなされた件（同一三七六）

公告

諸事項

第三者所有物の没収、財団、公示送  
達、大井口土地改良区役員の就任、  
鬼怒川南部土地改良区連合役員の退  
任及び就任關係、  
裁判所  
相続、失踪、除権決定、破産、免賣、  
特別清算、再生關係、  
会社その他

- # 本号で公布された 法令のあらまし

天皇皇后両陛下は第六十五回国民体育大会に御臨場になる件(宮内庁七)衆議院小選挙区選出議員の選舉において異動の届出があつた件

告示

省令

政令

目次

する傳播者と  
統について異議  
(総務三〇五)

